

新型コロナウイルス感染症に関連する全国で発生した主な事件

刑事上の罪責	全国で発生した主なコロナ関連事件概要
<p>名誉棄損罪 (刑法第 230 条) 公然と事実を摘示して人の社会的評価を下げる (摘示した事実が真実であっても名誉棄損罪は成立) ⇒3 年以下の懲役もしくは禁固、又は 50 万円以下の罰金</p> <p>侮辱罪 (刑法第 231 条) 事実を摘示しないで公然と人の社会的評価を下げる ⇒拘留又は科料 (拘留は 1 日以上 30 日未満の身柄拘束、科料は 1,000 円以上 1 万円未満の支払強制)</p>	<p>① SNS 上に飲食店を名指しして、店の従業員が新型コロナウイルスに感染したとのデマを流したとして、名誉棄損の疑いで書類送検</p> <p>② 個人名、住所のほか「コロナ感染女性」と記載した紙を、商業施設や住宅の駐車場に 6 枚ばらまいたとして、名誉棄損容疑で逮捕</p> <p>③ SNS 上に県内に実在する会社名を挙げた上で「県内で初めて確認された感染者の勤務先らしい」との書き込みをし、名誉棄損容疑で書類送検</p>
<p>脅迫罪 (刑法第 222 条) 相手やその親族の生命、身体、自由、名誉や財産に危害を加えることを告げて相手を怖がらせる ⇒2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金</p> <p>強要罪 (刑法第 223 条) 脅迫又は暴行によって人に義務のないことを行わせたり、権利の行使を妨害する ⇒3 年以下の懲役</p>	<p>④ 路上で近くに住む男性に対して「俺はコロナだ。コロナばらまくぞ」などと言い、息を吹きかけたとして、脅迫した疑いで逮捕</p> <p>⑤ 商業施設のレジで「わしコロナやからな」と言って従業員を脅したとして、脅迫容疑で逮捕</p> <p>⑥ 新型コロナウイルスの PCR 検査を断った医師を脅して無理やり受けようとしたとして、強要未遂の疑いで逮捕</p>
<p>偽計業務妨害罪 (刑法第 233 条) 虚偽の風説を流布することなどによって業務を妨害する ⇒3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</p> <p>威力業務妨害罪 (刑法第 234 条) 脅したり執拗に圧力をかけて業務を妨害する ⇒3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</p>	<p>⑦ 新型コロナウイルスに感染した患者が入院先の病院を無断で抜け出し、感染を隠して温泉施設を利用し、施設は消毒などの対応に追われ業務を妨害したとして、偽計業務妨害と建造物侵入の疑いで逮捕</p> <p>⑧ SNS 上に個人経営の店舗名と場所を記載したうえで、「店員の家族がコロナに感染している」とウソを書き込み、偽計業務妨害と名誉棄損の疑いで逮捕</p> <p>⑨ 役場で職員に「俺コロナ」「陽性反応が出た」などと感染しているように装って、役場を閉鎖・消毒させるなど業務を妨害した。威力業務妨害罪。懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決</p> <p>⑩ 「地元工場で働いている。コロナウイルスに感染している」などと記した文書を大手菓子メーカー本社にファックスで送り、工場の業務を妨害したとして、威力業務妨害で逮捕。また逃走を手助けした同居人を犯人隠避容疑で逮捕</p>

<p>建造物損壊罪 (刑法第 260 条) 他人の建造物を損壊する ⇒ 5 年以下の懲役</p> <p>器物損壊罪 (刑法第 261 条) 他人の所有物を損壊、傷害する ⇒ 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金</p>	<p>⑪ インターネットの動画中継機能を使って無客営業をしていたバーに入店を拒否されたことに腹を立てて、ドアや看板などに落書きし、鍵穴を接着剤で埋めた。建造物損壊容疑で逮捕</p> <p>⑫ 東日本大震災で被災した店が集まって 2017 年にオープンした商店街の公衆トイレや店の壁、看板など 9 か所に「COVID19」と落書き。建造物損壊と器物損壊容疑で逮捕</p> <p>⑬ マスクを着けずにパチンコ店を訪れ、入店を拒否されたことに腹を立てて、店の自動車を蹴って壊した。器物損壊の疑いで逮捕</p> <p>⑭ 職員の感染が確認された地方銀行の支店にコンクリート片のようなものが投げ込まれ、窓ガラスが割られた。県警は感染を理由とした嫌がらせの可能性もあるとみて、器物損壊容疑で捜査</p> <p>⑮ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言後も営業を続けていたスポーツクラブのドアを蹴って壊した。器物損壊容疑で現行犯逮捕</p> <p>⑯ 靖国神社の公衆トイレに新型コロナウイルスの感染が最初に確認された中国・武漢の市民を「皆殺しにしよう」と落書き。器物損壊容疑で逮捕</p>
<p>軽犯罪法違反 (軽犯罪法第 1 条) ⇒ 拘留又は科料 (拘留は 1 日以上 30 日未満の身柄拘束、科料は 1,000 円以上 1 万円未満の支払強制)</p>	<p>⑰ 自宅マンションを訪れた警察官に「新型コロナウイルスに感染した疑いで隔離されていた」とうそをつき、交番の消毒や巡査の隔離などの措置を取らせ、警察の業務を妨害したとして軽犯罪法違反の疑いで逮捕</p> <p>⑱ JR 駅内の観光協会窓口職員に対し、新型コロナに感染していることを暗に示し、観光協会や駅の業務を妨害したとして偽計業務妨害容疑で逮捕 その後、軽犯罪法違反の罪に罪名変更され、科料 9,000 円の略式命令</p>

(参考) 民事上の措置

<p>損害賠償請求 (民法第 709 条、710 条)</p>	<p>精神的苦痛を受けた場合の慰謝料、投石や落書きなどによる物理的な損害の賠償を請求</p>
<p>謝罪広告請求 (民法第 723 条)</p>	<p>名誉権を侵害された場合に、発信者に謝罪を請求 ⇒ 新聞やホームページに謝罪広告を掲載など</p>